明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六七）　一
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六八）　二
〔告　示〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務二四五）　三
〔公　告〕
官庁
公示送達関係
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人地域医療機能推進機構令和三年度財務諸表、独立行政法人労働政策研究・研修機構令和三事業年度財務諸表、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の令和三事業年度財務内容等、独立行政法人農業者年金基金令和三事業年度決算等、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所令和三事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、第四十四回（令和四年度）エネルギー管理士試験合格者関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九八
会社その他
会社決算公告　一〇四

省令

○国土交通省令第六十七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十四条第一項、第三十六条第一項及び第四十四条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　西村　明宏